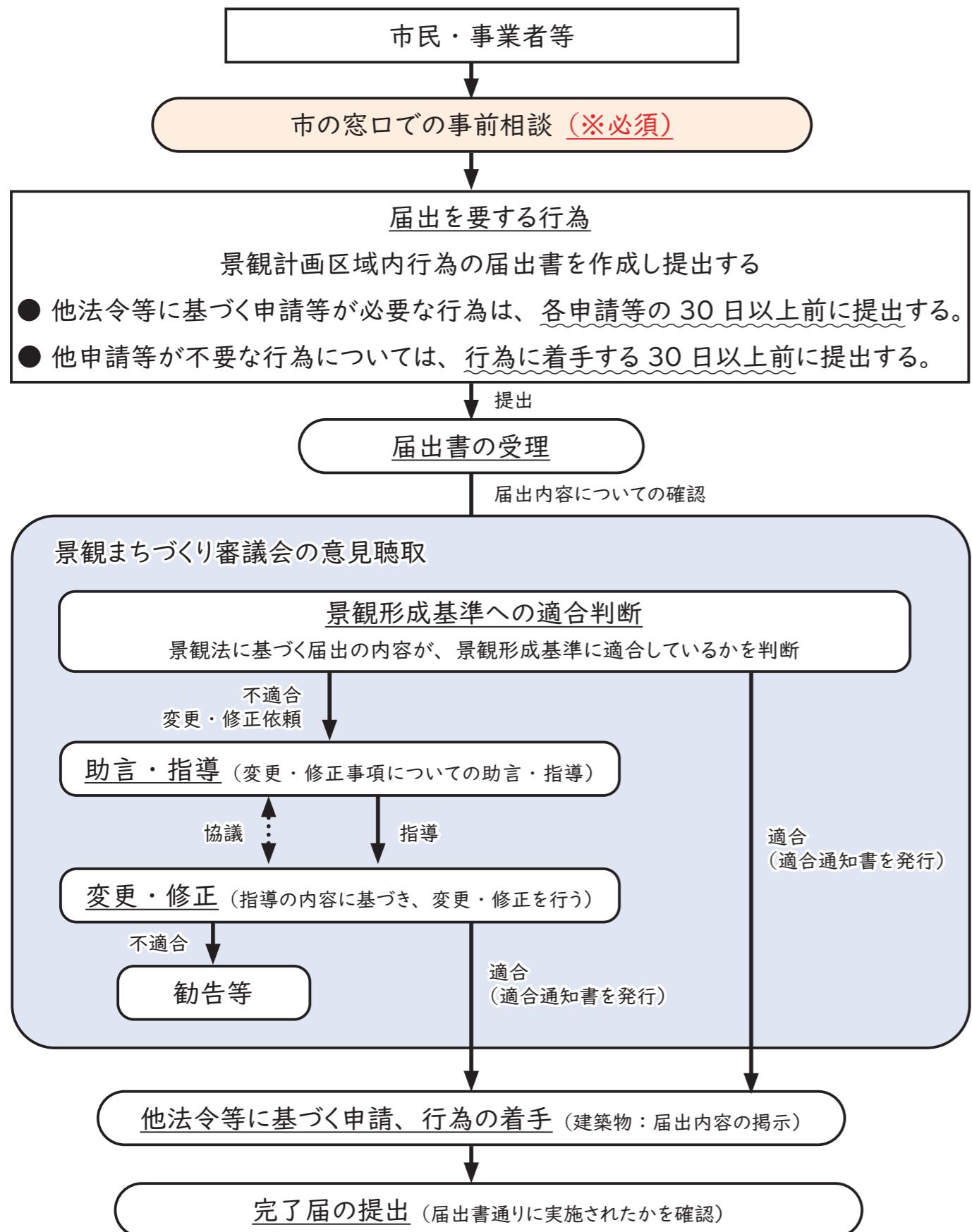


下田市景観計画における手続の流れ



下田市景観計画における届出対象行為について

下田市景観計画では、その対象区域を市内全域に設定しています。これにより、市内において一定規模以上の行為を行う場合には、景観法第16条に基づき、届出をするよう定められています。

届出を要する規模については、下記をご覧ください。また、現在策定を進めている地域別景観ガイドラインの内容によって、地域ごとの数値基準が異なります。詳しくは、建設課景観法担当又は市役所HPをご覧ください。

景観法に基づく届出対象行為

行為の種類		届出をする規模
建 築 物	建築物（沿道型商業施設を除く）	高さ10m超又は延床面積300m ² 超
	沿道型商業施設	敷地面積300m ² 超又は延床面積150m ² 超
工 作 物	・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱・木柱類	高さ15m超
	・送電鉄塔類	高さ15m超
	・煙突類	高さ6m超
	・記念塔類	高さ4m超
	・高架水槽、サイロ、物見塔類	高さ8m超
	・エレベーター類、遊戯施設（コースター等）、製造施設、貯蔵施設類	高さ10m超又は築造面積300m ² 超
	・擁壁	高さ2m超
	・法面、垣、柵、塀類	高さ2m超
	・高架道路、高架鉄道、橋梁類	幅員10m超又は高さ3m超
	・索道施設（ロープウェイ等）	高さ13m超
開発行為・宅地造成	・太陽光発電設備・風力発電設備類	高さ10m超又は設置面積300m ² 超
	面積1,000m ² 超	
	面積1,000m ² 超	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削 その他の土地の形質の変更	敷地内の堆積面積の合計1,000m ² 超	
	又は堆積の高さ3m超	
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	面積1,000m ² 超	
	又は堆積の高さ3m超	

○「建築物」は、建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（増築又は改築にあたっては、増築後、改築後に該当することになるものを含む。）をするもので、表に示す規模を対象とする。

